

令和4年度 予算案・機構定員の概要

目次

- ・ I 予算案の概要 1
- ・ II 機構定員の概要 4

令和3年12月

個人情報保護委員会

Ⅰ 予算案の概要

＜令和4年度予算案総括表＞

(単位：百万円)

	3年度 予算額	4年度 予算案	比較 増減額
個人情報保護委員会 合計	4,010	3,129 ^{注2}	△881
1. 改正個人情報保護法の円滑な施行	85	182	97
2. 個人情報の取扱いに関する監視・監督の的確な実施	207	219	12
3. 国際連携の強力な推進	175	196	21
4. マイナンバー制度における安心・安全の確保	1,676	147	△1,529
うち、マイナンバー制度に係る システム運用等経費	1,623	76	△1,547
5. デジタル社会における個人情報 リテラシーを高めるための広 報・啓発	81	145	64
6. 個人情報保護制度の官民一元化 に伴う事務局体制の強化・運営 等	1,786	2,239	454

注1) 四捨五入の関係で計数は必ずしも一致しない。

注2) 政府情報システム経費 951 百万円は、デジタル庁に一括計上。

区 分	令和3年度 予 算 額	令和4年度 予 算 案	比 較 増 △ 減 額	増△減率
個人情報保護委員会 関 係 予 算	40.1 億円	31.3 億円 【40.8 億円】	△8.8 億円 【0.7 億円】	△22.0% 【1.8%】

注) 下段【】内の計数は、デジタル庁一括計上分を含む額。

1. 改正個人情報保護法の円滑な施行 1.8 億円 (1.0 億円増)

(1) 令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。)により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護に係る全国共通ルールが規定された。個人情報保護委員会は、個人情報保護政策の企画立案と、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体に対する監視監督とを一元的に担うこととなる、令和3年改正法の円滑な施行に向け、各種施策に取り組む。

- ◇ 公的部門・学術研究機関における規律の遵守状況を把握し、参考となる事例集の作成・公表などにより、各機関の適正な個人情報の取扱いを促進
- ◇ 地方公共団体における施行準備の支援 等

(2) 令和2年6月に成立した個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。)が令和4年4月1日に全面施行されることから、その円滑な施行に取り組む。

- ◇ 新設された制度(漏えい等報告の義務化、仮名加工情報制度の創設、越境移転に係る情報提供の充実等)の周知広報
- ◇ 次期見直しに向けた個人情報保護に係る継続的な動向把握 等

2. 個人情報の取扱いに関する監視・監督の的確な実施 2.2 億円 (0.1 億円増)

(1) 令和2年改正法及び令和3年改正法により拡大する事務・権限を適切に執行するため、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する組織体制を構築する。

- ◇ 個人情報の適正な取扱いの確保のための、監視監督権限の適切な行使
- ◇ 地方公共団体等における安全管理措置等の実態の把握 等

(2) 個人情報の取扱いに関する問合せに一元的に対応する総合案内所を整備し、きめ細かで質の高い対応を推進する。

3. 国際連携の強力な推進 2.0 億円 (0.2 億円増)

- (1) 信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向け、米国・欧州を中心とした関係各国の機関等との戦略的な対話や連携を一層強化・促進する。また、個人データ保護の在り方に関する国際的な議論に積極的に参画する。
- (2) 国内事業者の外国における円滑な事業活動に資するよう、諸外国の個人データに係る制度等の調査を行い、発信を図る。

4. マイナンバー制度における安心・安全の確保 1.5 億円 (15.3 億円減)

〔※うち、マイナンバー制度に係るシステム運用等経費 0.8 億円 (15.5 億円減)〕

特定個人情報の適正な取扱いの確保のため、行政機関や地方公共団体の検査を始め、効率的かつ効果的な監視監督に向けた取組の強化を図るなど、国民から信頼されるマイナンバー制度の確立に向けた取組を拡充する。

- ◇ マイナンバーの漏えい等の重大事態の発生を想定した訓練の実施
- ◇ 「監視・監督システム」のデータ分析手法の品質向上 等

5. デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発 1.5 億円 (0.6 億円増)

- (1) 令和2年改正法及び令和3年改正法が円滑かつ適切に施行されるよう、民間事業者、国の行政機関等、地方公共団体及び国民に幅広く的確に改正法の内容を周知する。
- ◇ 改正個人情報保護法の周知のための全国説明会の実施
 - ◇ 多様なメディア広報の展開 等
- (2) 消費者・生活者を始めとして、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を積極的に展開する。
- ◇ 消費者・子ども等向けコンテンツの充実 等

6. 個人情報保護制度の官民一元化に伴う事務局体制の強化・運営等 22.4 億円 (4.5 億円増)

II 機構定員の概要

官民一元化される個人情報保護制度の円滑な施行等のための体制整備等、所要の体制整備を実施

1. 機構要求

参事官 1 名、企画官 1 名を設置

2. 定員要求

37 名の新規増員のほか、他府省からの振替により必要な体制整備を実施
(令和 3 年度末定員 148 名 → 令和 4 年度末定員 195 名)